別添1

小・中学校統合型校務支援システム等構築業務

審査基準

1　審査の位置付け

1次審査は管理体制及び業務実績35点、2次審査は技術評価145点及び価格評価20点の計165点とし、総合200点で受託候補者を選定する。参加資格及び必須要件への適合確認と、提案内容への加点評価を区別する。

2　共通の取扱い

実績はシステムごとに確認し、単独参加者又は各システムを担当するJV構成員の実績を評価する。校務支援の実績は参加者全体で最大5件とし、同一システムの同一案件は重複計上しない。3システムを同一案件で導入した実績は求めない。実施要領に記載の資料を添付し、製品提供元等の実績を参加者自身の実績として扱わない。

参加資格を満たす者が3者以下の場合も採点し、その全者を2次審査の対象とする。4者以上の場合は上位3者を選定し、同点の取扱いは実施要領に従う。1次審査の得点は2次審査の得点と合算する。

3　1次審査の評価項目と配点

提出書類に基づき、管理体制15点及び業務実績20点の計35点で評価する。

No	評価項目	評価の視点	配点
（1）管理体制　15点			
1	情報セキュリティ及び個人情報保護の認証	ISMS及びプライバシーマークの認証保有状況を評価する。	5
2	業務実施体制の明確性及び確実性	責任者・担当者の配置、窓口と役割分担、進捗管理及び業務継続の体制を評価する。	10
（2）業務実績　20点			
3	校務支援システムの類似業務受注実績	対象となるクラウド環境における統合型校務支援システム構築業務の受注件数を評価する。	5
4	校務支援システムの同等規模導入実績	1案件の対象小・中学校数により、本市と同等規模以上の導入実績を評価する。	5
5	保護者連絡システムの導入実績	公立小・中学校における保護者連絡システムの導入実績を評価する。	5
6	学校徴収金システムの導入実績	公立小・中学校における学校徴収金システムの導入実績を評価する。	5
		合計	**35点**

4　2次審査の評価項目と配点

企画提案書、プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答に基づく技術評価145点と、価格評価20点の計165点とする。

No	評価項目	評価の視点	配点
（1）校務支援システム　30点			
1	操作性及び業務効率化	学籍・出欠、成績・公簿、児童生徒支援・保健、校務・勤怠・服務の操作が分かりやすく、学校・教育委員会の負担や入力・確認のミスを減らせるか。	20
2	システム機能要件	機能要件一覧に示す各要件を、どの程度満たしているか。	10
（2）保護者連絡システム　15点			
3	操作性及び業務効率化	配信・登録、欠席連絡・調査票等の操作が分かりやすく、学校・教育委員会・保護者の負担を減らせるか。	10
4	システム機能要件	機能要件一覧に示す各要件を、どの程度満たしているか。	5
（3）学校徴収金システム　15点			
5	操作性及び業務効率化	請求・収納・未納対応、保護者の支払・照会及び資金管理の操作が分かりやすく、関係者の負担や入力・確認のミスを減らせるか。	10
6	システム機能要件	機能要件一覧に示す各要件を、どの程度満たしているか。	5
（4）共通項目　85点			
7	事業理解と全体計画	本市の目的、段階的な稼働時期、関係事業者との調整及び学校負担を踏まえ、全体方針と工程が具体的で実行可能か。	5
8	運用開始時の連携	欠席連絡、採用方式に応じた名簿、L-Gate及び感染症情報システムとの連携方法が具体的で、再入力や確認作業を減らし、誤反映・エラーに対応できるか。	10
9	追加連携と拡張性	令和10年4月開始の帳票送付・調査票取込みの実現方法が具体的で、学校の作業を減らせるか。標準的なデータ入出力や将来の学齢簿連携への対応方針が明確か。	10
10	認証と安全な情報管理	Google Workspace・ゼロトラスト環境との整合、端末制御、権限、誤紐付け・誤配信の防止、ログ及び安全な保守方法が具体的か。	5
11	安定稼働とデータ継続	繁忙期の性能・SLA、バックアップ・復旧手順（RPO・RTO含む）に根拠があり、契約終了時の出力・引継ぎ方法と費用条件が明確か。	5
12	データ移行	必須移行範囲、照合、宛名番号の初期登録及び過年度データの扱いが具体的で、学校の再入力と切替リスクを減らせるか。	20
13	試験と稼働判定	校務支援の先行検証2校、認証・連携・端末の試験、段階的な本稼働判定及び未解決課題への対応が具体的か。	5

No	評価項目	評価の視点	配点
14	研修と利用開始支援	役割別の操作研修、保護者への周知・登録支援、教材・マニュアル及び利用できない場合の代替支援が実務に適しているか。	5
15	運用保守と改善	各システムの受付と代表事業者の全体調整、障害切分け、保護者対応、年度更新及び継続的な改善が具体的か。	10
16	追加提案の有効性	本市が求める事項に加え、教職員・保護者等の負担軽減や業務改善につながる有効な提案があるか。その効果、実現方法、提供時期及び費用条件が具体的か。	10
（5）価格　20点			
17	価格評価	3業務の税込見積額の合計により、次の算式で評価する。 価格評価点＝20点×（最低見積額÷当該提案者の見積額）	20
合計			**165点**

No.1～16の技術評価合計は145点、No.17の価格評価は20点とし、2次審査の合計は165点とする。追加提案は共通項目の「追加提案の有効性」で評価し、他の評価項目で評価した同一の効果を重複して加点しない。

追加提案は、提案件数ではなく、負担軽減等の効果及び実現性を評価する。実現方法、提供時期及び費用条件を確認し、費用が発生する場合は見積額に含まれることを確認する。

登録方式、連携方式及び代替方式は、仕様書で認める範囲を前提に、学校の実作業、安全性及び継続性で評価する。保護者連絡と学校徴収金のデータ連携や、学齢簿の自動連携構築を追加の必須条件としない。

5　2次審査の採点方法

（1）技術評価（追加提案を除く）

（ア）審査委員による評価

No.1・3・5・7～15（計115点）を対象とする。各委員は、以下の4段階で評価し、各項目の配点に係数を乗じて採点する。

評価	判断の目安	係数
A	学校等の負担軽減や安全性に特に優れ、具体的な操作・資料等で十分な根拠が確認できる。	1.0
B	求める業務を実施できる標準的な内容で、実現方法及び運用を確認できる。	0.6
C	説明や裏付けに一部不足があり、運用負担又は実現性に懸念が残る。	0.4
D	説明や裏付けが大きく不足し、効果又は実現性を十分に確認できない。	0.2

（イ）機能要件に基づく評価

No.2・4・6（計20点）を対象とする。仕様書記載機能要件一覧への回答及び提案資料に基づき、本市が対応範囲、制約、実現方法及び提供時期を確認し、以下の4段階で評価する。各項目の配点に係数を乗じて採点する。

評価	判断の目安	係数
A	機能要件への対応が十分で、機能上の制約が少なく、実現方法及び提供時期について十分な根拠を確認できる。	1.0
B	必要な機能への対応と実現方法を確認でき、制約及び提供時期が明確である。	0.6
C	機能への対応は見込めるが、一部に制約があり、実現方法又は提供時期の説明・裏付けに不足がある。	0.4
D	対応範囲、実現方法又は提供時期の説明・裏付けが大きく不足し、機能の実現を十分に確認できない。	0.2

代替方式又はカスタマイズによる対応であることのみを理由に低評価とはしない。代替方式は、仕様書で認める範囲を前提に、業務上同等以上であるかを確認する。

必須要件への適合は、得点とは別に確認し、必須要件を満たさない提案は選定対象としない。

（2）技術評価（追加提案の有効性）

No.16（10点）を対象とする。各委員は、以下の4段階で評価し、下表の点数により採点する。追加提案がない場合はD評価とし、そのことのみで不適合としない。

評価	判断の目安	点数
A	負担軽減や業務改善の効果が特に大きく、実現方法・提供時期・費用条件と十分な根拠が示されている。	10
B	負担軽減や業務改善の効果が明確で、具体的な利用場面と実現方法を確認できる。	6
C	改善効果は限定的だが、一部の作業で負担軽減が見込め、実現方法を確認できる。	4
D	追加提案がない、又は負担軽減や業務改善につながる効果若しくは実現性を確認できない。	0

（3）価格評価

No.17（20点）を対象とする。3業務の税込見積額の合計を比較し、次の算式により採点する。各業務の上限額内で、設計書と同一の数量・期間・範囲により必要費用を含む有効な見積額を対象とする。

価格評価点 ＝ 20点 ×（最低見積額 ÷ 当該提案者の見積額）

価格評価点は、小数第3位を四捨五入して小数第2位までの得点とする。最低見積額は、必須要件及び見積条件への適合が確認された2次審査対象者の見積額のうち、最も低い額とする。有効な提案者が1者の場合は20点とする。

（4）得点の集計及び共通事項

各委員の評価点は、（1）ア及び（2）の得点の合計（125点満点）とする。各委員の評価点の平均値を算出し、小数第3位を四捨五入して小数第2位までの得点とする。

技術評価点は、この平均値に（1）イの機能要件に基づく評価点（20点満点）を加えた得点（145点満点）とする。

2次審査点は、技術評価点に（3）の価格評価点を加えた得点（165点満点）とする。総合評価点は、1次審査点（35点満点）と2次審査点を合計した得点（200点満点）とする。

1次審査点、機能要件に基づく評価点及び価格評価点は、委員数にかかわらず、それぞれ1回のみ加算する。

仕様書における「望ましい」事項は、未対応であることのみをもって不適合とはしない。同一の効果を複数の評価項目で重複して加点しない。

6　必須要件の確認と受託候補者の選定

必須要件への適合は、別紙1-1「現行保健関係帳票・出力要件一覧」及び「仕様書記載機能要件一覧」への回答、企画提案書、デモンストレーション及び質疑応答により確認する。提案書への記載は、仕様書本文5.5及び各別紙の定めによる。提供期限が定められた機能は、その期限までの実現方法及び工程を確認する。必須要件を満たしていない提案は、評価点にかかわらず選定対象としない。

必須要件を満たし、1次審査点と2次審査の技術評価点の合計が180点満点の60%以上（108点以上）である者を選定対象とし、価格評価点を含む総合評価点が最も高い者を受託候補者とする。同点の場合の取扱い及び失格事項は実施要領による。参加者が1者の場合も同じ最低基準を適用する。